

新見市選管告示第7号

指定投票区及び指定関係投票区の指定について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第7項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第26条第1項の規定により、令和7年4月13日執行の新見市議会議員一般選挙における指定投票区及び指定関係投票区を次のとおり指定する。

令和7年2月4日

新見市選挙管理委員会

委員長 小村幸男



指定投票区名	指定関係投票区名
新見第2投票区	新見第1投票区 新見第3投票区～新見第23投票区 大佐第1投票区～大佐第6投票区 神郷第1投票区～神郷第5投票区 哲多第1投票区～哲多第6投票区 哲西第1投票区～哲西第4投票区